

令和2年度第2回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2020年9月18日（金）午前10時開会
場 所：ホテルポルスター札幌 2階 ポルスターホール

1. 開 会

○事務局（島谷子ども企画課長） 委員の皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回札幌市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、この春に子ども育成部子ども企画課長に着任した島谷と申します。本日、司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから事務局からの連絡事項を幾つか説明させていただきます。

最初に、本日の会議を開催するにあたりまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についてご説明させていただきます。

今年度の第1回目の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面会議という形式を取らせていただきました。ですので、一堂に会しての会議は本日が初めてということになります。

本日の会議におきましては、いわゆる3密防止対策といたしまして、会場のドアを開放させていただいております。また、間隔を一定程度開けるため、机1台につきましてお一人の配置とさせていただきます。

また、マイクは人数分ご用意できませんでした関係から、会議中に発言される場合、事務局がマイクをお持ちしますので、マスクをしたままご発言いただきますようお願いいたします。その後、事務局が消毒してから次の方へお渡しいたしますので、ご了承をお願いいたします。

なお、途中でお気づきの点があれば、事務局にお知らせいただければと思います。

続きまして、委員の出席状況についてでございます。

本日、高橋委員、土肥委員、藤原委員、前田委員より欠席の連絡を事前にいただいております。

あわせて、山中委員より遅参する旨の連絡もいただいております。

ということで、出席委員は、今のところ23名、山中委員が来られて24名という形になりまして、定足数は達していますことをご報告させていただきます。

続きまして、会長にご挨拶をいただきたいと思っておりますが、今年3月末に金子勇会長が退任されたことに伴いまして、第1回会議におきまして、札幌市子ども・子育て会議条例第6条に基づき、会長の互選を実施したところでございます。その結果、賛成多数により梶井祥子委員が会長に選任されました。

それでは、ここで、梶井新会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○梶井会長 皆様、梶井でございます。

札幌大谷大学の教員をしております。専門は社会学で、家族関係や地域支援というところを対象に調査研究してまいりました。

このたび、この会議の会長を務めることになりました。札幌市の未来にとって大変重要な会議というふうに認識しておりますが、ここにいらっしゃる松本副会長とともに、充実した会議運営を行ってまいりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 梶井会長、ありがとうございました。

続きまして、今年度に入りまして、交代のありました7名の新しい委員をご紹介します。

名前をお呼びいたしますので、ご挨拶をいただければと思います。

最初に、札幌市里親会副会長兼事務局長の竹内努委員がご退任され、その後任といたしまして、札幌市里親会会長の加藤雅央委員にご着任いただいております。

加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 札幌市里親会会長の加藤と申します。

これからいよいよ里親が務める役割というのが被虐待児童に対して大きくなってまいっていると思っております。様々な形で皆様方のご協力をいただきながら、よい働きをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、北海道警察本部生活安全部管理官の山下貴司委員がご退任され、その後任といたしまして、北海道警察本部生活安全部少年サポートセンター所長の末武真紀委員にご着任いただいております。

末武委員、よろしくお願いいたします。

○末武委員 北海道警察本部少年課少年サポートセンターの末武と申します。

日頃より、少年の健全育成活動並びに警察行政に大変ご協力いただいております、ありがとうございます。本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、札幌市小学校長会の佐藤裕三委員が退任され、その後任といたしまして、林貞年委員にご着任いただいております。

林（貞）委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○林（貞）委員 札幌市小学校長会の林（貞）と申します。

関係諸機関の皆様には、大変お世話になり、ありがとうございます。

札幌市小学校長会は、このような情勢の中にありながら、負けずに、子どもたちの健全な成長を目指して日々尽くしていきたいと思っております。

関係機関の皆様、また、ご支援のほどをどうぞよろしくお願いいたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、札幌商工会議所青年部会長の水戸康智委員がご退任され、その後任として札幌商工会議所青年部会長の星野幹宏委員にご着任いただいております。

星野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○星野委員 ご紹介を賜りました札幌商工会議所青年部会長を務めております星野でござ

います。

商工会議所青年部であります。まちづくりを中心に活動する20歳から50歳までの団体となっております。ちょうど子育て世代を多く配する会でございますので、こういった会での議論、もしくは、そういった課題も我々と共有させていただいて、我々の施策にも反映させていただければなというふうに思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 札幌市青少年育成委員会連絡協議会副議長の松田秀夫委員がご退任され、その後任といたしまして、同協議会副議長の林進一委員にご着任いただいております。

林（進）委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○林（進）委員 おはようございます。

清田区青少年育成委員会連絡協議会の議長を務めておりました、今年4月より代わりまして、札幌市青少年育成委員会連絡協議会副議長をやっております林（進）と申します。

コロナ禍で、子どもたちの事業が何もできないという状況が続いております。もし何かありましたら、皆さんのお力をかりて、何とかしたいなと思っておりますので、ご支援のほどをよろしくお願いいたします。

林（進）でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 続きまして、札幌市私立幼稚園連合会副会長の中村みどり委員がご退任され、その後任といたしまして、札幌市私立幼稚園連合会会長の藪淳一委員にご着任いただいております。よろしくお願いいたします。

○藪委員 皆様、おはようございます。

今年5月より、札幌市私立幼稚園連合会の会長を務めております中央区の大通幼稚園の藪と申します。

加盟園155園の職員、そして、子どもたちの声をこの場に届けたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 最後に、神戸学院大学現代社会学部教授の金子勇委員及び札幌国際大学教授の品川ひろみ委員がご退任されまして、北星学園大学短期大学部教授の藤原里佐委員にご着任いただいております。

なお、本日、藤原委員につきましては、都合により欠席させていただきます。

続きまして、事務局職員の紹介に移らせていただきます。

今年度4月に着任いたしました子ども未来局の局長職並びに部長職をご紹介します。初めに、児童相談所担当局長の山本でございます。

次に、子育て支援部長の竹田でございます。

続きまして、子育て支援部支援制度担当部長の加茂でございます。

最後に、医事担当部長の舘でございます。

それでは、ここで、子ども未来局長の山根より皆様にご挨拶させていただきます。

○山根子ども未来局長 おはようございます。

皆様、本日は、ご多用の中、また、足元の悪い中をこの会議にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃より本市の子ども・子育て行政に多大なるご支援、ご協力をいただいております。この場をおかりいたしまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだ終息の状況が見えていない状況でございます。社会全体の経済活動の停滞は、子育て家庭の暮らしにも大変大きな影響を及ぼしているところでございます。また、子どもや子育て世帯、そして、皆さんをはじめとしたそれを支える関係機関の皆様におかれましては、長期間にわたり不安を抱えた生活を余儀なくされている状況にあります。

札幌市としまして、感染拡大防止の取組に合わせまして、そういった子どもや保護者、関係機関の皆さんに寄り添った取組を進めていく必要があると考えているところでございます。皆様におかれましては、ぜひお力添えをよろしくお願いしたいと思います。

そして、昨年6月に中央区で2歳の女の子が亡くなられた痛ましい事案が発生してから1年3か月が経過いたしました。この間、検証ワーキングの座長をお務めいただいた松本副会長を初め、児童福祉部会の皆様を中心に、何度も議論を重ねて、事実関係の検証と、そして、行政の課題に対するご提言をいただいたところでございます。改めて深く感謝申し上げます。

この提言に基づきました取組をしっかりと実行に移しまして、二度とこのようなことが起きないようにすることが私どもの最大の責務だと考えているところでございます。今後とも、継続的にこの子ども・子育て会議並びに部会にその取組状況についてご報告をさせていただいて、ご意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、この会議でご審議いただきました第4次さっぽろ子ども未来プランがスタートいたしました。これにつきましても、今後、毎年、その進捗状況について、皆様にご審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

本日の会議の中でも報告がございしますが、今年度は第3次児童相談体制強化プランの策定を進めていくこととなります。皆様の忌憚のないご意見をぜひお寄せいただければと思います。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、議事に入ります前に、会議資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りいたしました資料ですが、資料1が資料1-1から資料1-4まで4種類ございます。次に、資料2が資料2-1から資料2-2まで2種類、そして、資料3と資料4、あわせて、カラーのリーフレット、児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版3種類を配付させていただいております。

さらに、本日、机上に資料5として令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議委員からの質問及び意見という資料を配付させていただいております。

皆様、資料はおそろいでしょうか。もし不足するようでしたら、挙手をお願いいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、事務局からの連絡事項は以上でございます。

ここからは、梶井会長に議事の進行をお願いいたします。

2. 議 事

○梶井委員 それでは、早速、議事に入っていきたいと思います。

議事の一つ目でございますが、新・さっぽろ子ども未来プラン令和元年度の実施状況について、最初に事務局よりご説明をいただきまして、その後、皆様から質問、意見を承りたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、新・さっぽろ子ども未来プラン令和元年度の実施状況につきまして、私、島谷から説明させていただきます。

説明が若干長くなりますので、ご了承いただければと思います。極力、要点を絞ってご説明させていただきます。

それでは、資料1-1、令和元年度実施状況報告書＜実施状況総括＞に基づきましてご説明させていただきます。

1枚おめくりいただければと思います。

新・さっぽろ子ども未来プランは、1ページの計画期間に書いてありますとおり、平成27年度から5か年の計画でございました。本年3月に計画期間を終了することになります。ですので、本日、皆様からいただきますご意見につきましては、この後継の計画となります第4次さっぽろ子ども未来プランの施策の実施の中に反映してまいります。

それでは、資料の3ページをご覧ください。

6の計画全体の数値目標の達成状況についてであります。

本プランでは、計画全体の数値目標を二つ設定しております。その一つ目が、表の指標の一番上に書いております自分のことが好きだと思ふ子どもの割合、いわゆる自己肯定感についてであります。ここで、令和元年度、R1のところをバー表記とさせていただいております。こちらの指標は、表の下の米印欄に記載しておりますが、平成25年、30年度以外の年度におきましては、我々子ども未来局が実施しております事業の参加者などへのアンケート結果で把握していたところでございますが、令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの影響で十分な回答を得ることができませんでしたので、バー表記とさせていただいております。

なお、前年度、平成30年度の数値といたしましては、67.4%というところで、当初値より2ポイントほど上昇しておりますが、目標値には達していません。

続きまして、指標の二つ目、子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合についてであります。こちらは、一番右に書いてありますとおり、目標値を75.0%としておりま

したが、令和元年度の結果は46.6%、平成25年度当初値の60.7%と比べますと14ポイント低下し、目標値を大幅に下回っているという状況になります。

こちらは、下の囲みの三つ目の点のところに記載しておりますが、児童虐待など子育てへの関心が高まっていることですか、就労する女性が大幅に増加したことに伴い、仕事と子育ての両立に不安を抱える保護者が増えていることなどが想定されるなど、様々な要因が複雑に関連しているものと考えております。

加えて、下段に書いておりますとおり、指標の調査は2月と3月に行っているのですが、ちょうど新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、北海道の緊急事態宣言が出され、外出自粛や一斉臨時休校となったことも強く影響しているものと考えております。いずれにしても、数値目標の達成状況は目標値を下回っておりまして、今後、第4次さっぽろ子ども未来プランに基づきまして、各施策に取り組んでいきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

4ページですが、こちらは基本目標ごとの実施状況の評価を記載させていただいております。

最初に、基本目標1、子どもの権利を大切にす環境の充実についてであります。

こちらは子どもの権利条例に基づきます子どもの権利に関する推進計画として位置づけしており、子どもの権利推進に関する普及啓発などの取組を基本施策として実施してきたところでございます。

4ページ中段の(2)計画期間(特に令和元年度)の主な取組状況についてでございますが、昨年度、令和元年度は、権利条例施行10周年の節目の年でありましたので、子どもたちが計画運営した10周年記念イベントを開催したところでございます。

そのほか、表の2段目になりますが、同じく、子どもの権利条例を制定しております奈井江町、北広島市との3まち子ども交流事業や、その下段、子ども議会の実施、さらに、一番下になりますが、子どもの救済機関であります子どもアシストセンターにおきまして、無料通信アプリLINEによる相談を試行実施したところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

基本目標ごとの成果指標の達成状況についてであります。

こちら表の二つ目、②子どもの権利が守られていると思う人の割合では、大人、子どもともに目標値を下回っておりますが、大人は当初値と同水準で推移しており、子どもは当初値と比べて上昇しているという状況でございます。

この表の中の要因分析欄に記載させていただいておりますが、ここでは特に大人の割合が低く、いじめや虐待などの権利侵害への懸念が引き続き大きいことがうかがえるものと考えております。

さらに、下段、取組状況の自己評価及び今後の方向性の三つ目の点のところに記載させていただいておりますが、先ほど局長の山根からもご説明させていただいたとおり、札幌市は、令和元年6月に発生いたしました2歳女児死亡事案を受け、その提言をいただきま

して、それに基づきまして児童虐待防止に係る対策本部を立ち上げて、全庁組織的横断的に現在取り組んでいるところでございますが、児童虐待など子どもの権利侵害への対応は喫緊の課題と認識しております。より一層、子どもの権利保障の推進に取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

6ページの上段に、（参考）といたしまして、第4次さっぽろ子ども未来プランにおける新規・レベルアップ事業の令和2年度の事業につきまして記載させていただいております。

一つ目が、新たに保護者となる方々などに、健診や子育てサロンなどの様々な機会を捉え、子どもの権利について、啓発の働きかけを行ったほか、二つ目、子どものくらし支援コーディネート事業につきましては対象地区の拡大、その下、先ほども説明した子どもアシストセンター「LINE」相談の通年実施などに取り組んでいるところでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

基本目標2、安心して子どもを生み育てられる環境の充実についてでございます。

こちらの（2）計画期間（特に令和元年度）の主な取組状況をご覧ください。

一つ目の待機児童解消に向けた認可保育所等の整備では、保育所などの定員を1,300人以上拡大したところでございます。

続きまして、その下、区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業を進めていますほか、一つ飛びまして、一番下になりますが、黒い丸で示しております子どもの一時預かりサービス、三つの子ども一時預かりサービスの事前利用登録の一元化につきまして、10区に拡充したところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

一番上に、子ども医療費助成制度の拡充と記載させていただいております。

こちらは、具体的には、通院に係る医療費について、これまで小学校1年生までの助成としていましたところ、小学校2年生まで助成対象を拡大したところでございます。

続きまして、その下、基本目標ごとの成果指標の達成状況についてであります。ここでは、まず、①仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合は、目標値65.0%でありましたが、令和元年度39.2%と当初値48.6%よりも下回っているという状況になっております。

その要因につきましては、表の要因分析欄に記載させていただいておりますが、就労する女性の増加に伴いまして、子育てと仕事の両立に悩みを抱える方が増加していること、また、それを受けまして、子育て支援ニーズがさらに多様化していることなどが挙げられるかと考えております。あわせて、記載はございませんが、特に令和元年度にかけて8ポイントほど減少しております。こちらは新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響もここで出ているのかと考えているところでございます。

次に、その下、②希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合は、目標

値 80.0% ありますが、施設整備などの保育定員の確保や保育ニーズに対する積極的なマッチングによりまして、当初値 63.9% から、令和元年度 77.9% と 14 ポイントほど上昇し、目標値に近づくことができたところでございます。

9 ページに移りまして、基本目標 2 の取組状況の自己評価及び今後の方向性についてでございます。

一つ目のポチの中段あたりに記載させていただいておりますが、保育ニーズは今後も増加することが想定されております。そのため、引き続き、保育定員の拡大を進めていきますとともに、保育を担う人材の確保などの取組を進めるほか、保育の質を担保して引き続き安心して子どもを預けられる環境を整えてまいります。

ポチの二つ目になります。その一方、仕事と生活の調和がとれている人の割合は減少傾向にありますことから、育児しやすい職場環境の整備に向けた会社への働きかけや、子育ての担い手であります父親の育児への意識をより高める取組などを進めていく必要があると考えております。

さらに、一つ飛びまして、市民ニーズが高い経済的支援面では、令和元年度から国によります幼児教育・保育の無償化制度が始まったほか、子ども医療費助成の拡充も札幌市独自として図っているところでございます。子育て世帯が抱える負担や不安を受け止め、軽減していくための取組につきまして、第 4 次さっぽろ子ども未来プランで実施していく必要があるものと考えております。

10 ページをご覧ください。

参考として、第 4 次さっぽろ子ども未来プランにおける新規・レベルアップ事業（令和 2 年度）分の事業について記載させていただいております。

一つ目、育児休業等取得助成事業は、企業に対する育児休業の助成事業として、新たに男性の育児休業取得などを促すための助成制度を設けたところでございます。

その次は、多子世帯における第 2 子保育料無償化の対象拡大を市独自として行ったところでございます。

その下、子ども医療費助成は、先ほど小学校 2 年生まで拡大したと言っていますが、さらに小学校 3 年生まで拡大する取組を進めているところでございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。

基本目標 3、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実についてでございます。

こちらでは、幼児期の教育・保育の質の向上や、学校教育、放課後児童関係、そして、困難を有する若者への支援などを行ってきました。

（2）計画期間（特に令和元年度）の主な取組状況についてでございます。

一つ目といたしまして、教育・保育の質の向上に関する事業として研修の開催、続きまして、保育士等支援事業（保育人材確保緊急対策事業）といたしまして、保育士の就労継続や、潜在保育士復職支援、保育人材の確保に取り組んだほか、その下、放課後児童クラブにおける過密化の解消などにも取り組んだところでございます。

12ページをご覧ください。

基本目標ごとの成果指標の達成状況についてでございます。

こちら、②難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合につきましては、目標値は下回っているものの、様々な学習活動において、自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進したことにより、当初値との比較では全ての校種で数値が改善しているところでございます。

次に、その下、③困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合では、これまで増加傾向にあったものの、最終年度、令和元年度に大きく35.3%と下がったところでございます。

これは要因分析のところに記載しておりますが、雇用情勢の変動による影響を受けているもの、雇用情勢の回復などにより、支援機関を通さず就職する方が増加したことなどにより、大きく下回っているかと思えます。ただ、ここを下回っている要因につきましては、ほかの要因も考えられますことから、現在そこを分析しております。一旦、要因分析としては、雇用情勢の変動によるものかというふうに考えております。

続きまして、13ページをご覧ください。

取組状況の自己評価及び今後の方向性についてでございます。

幼児期の学校教育・保育の質の向上では、各種研修などを実施し、資質・専門性のより一層の向上に向けて取り組んできましたほか、学校教育では、学校と家庭が一体となって子どもの学習習慣づくりを行うとともに、外国語指導助手（ALT）の配置拡大など、充実した学校教育を進めてきました。

また、飛びますが、社会的自立が困難な若者への支援体制の充実では、若者支援施設におきまして、新たに高校中退者などに対する学習支援を開始し、自立支援機能の拡充などに取り組んできたところでございます。

これらのとおり、基本目標3におきましては、各年齢段階に応じた取組を進めてきましたが、第4次プランにおきましても、子ども・若者が支援の網の目からこぼれ落ちることがないように、各年齢段階にわたる切れ目のない支援をこれまで以上に充実していく必要があるものというふうに考えております。

その下段、（参考）欄になります。

こちらは、第4次さっぽろ子ども未来プランにおける主な新規・レベルアップ事業（令和2年度）といたしまして、一つ目、GIGAスクール構想に基づく、各学校にタブレットPCを配置する教育の情報化推進事業、その下、教育コーディネーターの配置による小中連携・一貫教育推進事業、その下の新型児童会館の整備などの児童会館整備、さらに下の子どもの居場所づくり支援事業といたしまして、子どもの居場所づくりを行う子ども食堂などの活動につきまして、運営補助などを実施してまいります。

続きまして、14ページをご覧ください。

基本目標4、配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実についてでございます。

こちらでは、社会的養護の取組や、障がいのある子ども、そして、ひとり親家庭への支援に係る取組を行ってまいりました。

計画期間（特に令和元年度）の主な取組状況といたしましては、一つ目、社会的養護自立支援事業におきまして、施設入所などの措置を受けていた18歳から22歳の方への支援の一環として、新たに支援コーディネーターを配置し、個々の状況に応じた生活相談などを実施したところでございます。

その下、里親制度の普及啓発事業や委託推進事業に加えまして、里親トレーニング事業を開始するなど、里親制度促進事業に取り組んできたところでございます。

その下、公立保育所における医療的ケア児保育事業といたしまして、令和元年度からモデル事業を実施したところでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

基本目標4の基本目標ごとの成果指標の達成状況についてであります。

こちらは、②障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合についてであります。

目標値60.0%に対しまして、令和元年度は35.4%であり、目標値を大きく下回っている状況でございます。こちらの指標につきましては、平成30年度までは、ほかの指標と同様に、札幌市の各事業で一体的に行っていました指標達成度調査で把握していた関係で、母数が極端に少ないという課題がございました。そのため、令和元年度につきましては、新たに障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査で、この指標に係る設問を新たに設けて把握したところでございます。そのため、平成30年度の20.0%から令和元年度は若干数値が動いているところでございます。いずれにしましても、目標値は大きく下回っているという状況です。

次に、③今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある母子・父子家庭の割合で、こちらはいずれも母子・父子ともに数値は改善しているところでございます。

なお、ここで、指標に母子家庭並びに父子家庭という表現を使わせていただいておりますが、これは5年前の前計画の時に作った指標でございますので、こういう表現とさせていただきます。第4次のプランにおきましては、全てひとり親という表現に修正させていただきますので、ご了承いただければと思います。

その下、（4）取組状況の自己評価及び今後の方向性についてでございます。

こちら、社会的養護の取組の充実では、児童養護施設の小規模化や里親委託を推進してきました。その一方、児童虐待の認定件数は増加しているという状況になっております。現在、第3次札幌市児童相談体制強化プランの策定を進めておりますが、令和元年6月の死亡事例に係る検証報告でいただきました提言を受けた取組につきまして、着実に実施してまいりたいというふうに考えております。

また、障がいのある子どもへの支援といたしましては、今後、小・中学校や児童クラブにおきましても、医療的ケアを必要とする子どもへの支援、その体制の充実を目指してい

きますとともに、乳幼児期から学齢期を通して個々のニーズに対応できるような関係機関の連携の下、支援の取組を進めていきたいというふうに考えております。

16ページをご覧ください。

16ページの中段にあります（参考）第4次さっぽろ子ども未来プランにおける主な新規・レベルアップ事業（令和2年度）についてでございます。

一つ目が仮称）第二児童相談所整備といたしまして、第二児童相談所の整備に向けた基本計画の策定や、それまでの仮設一時保護所の整備に着手してまいります。

その下、保健センターの心理職員の体制強化を図って適切な支援を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、17ページ、新・さっぽろ子ども未来プランの総括についてでございます。

平成27年度からの5年間の取組といたしまして、子どもの権利条例に基づく取組や子ども・子育て支援の取組、さらに、ひきこもり支援など若者の自立支援の充実、そして、保育定員の拡大などによります待機児童対策などの取組を進めてきました。こちらは、おおむね着実に実施することができたものと考えております。

ただ、その一方、子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合などの成果指標は、目標値を大きく下回っていること、また、第4次プランを策定する際に行いました平成30年度のニーズ調査では、子育てで頼れる人がいないと回答する人が一定程度おり、子育てに対する親自身の悩みが増加しているという結果が出ていることなど、課題であると受け止めているところでございます。

このため、第4次プランにおきましては、子育てしやすい職場環境の整備のため、父親の育児休業取得など企業への働きかけを進めますとともに、子育てに孤立感を抱えている方や、ストレスを抱えている方への支援など、さらなる保育・子育て支援の環境の充実を進めていく必要があるものと考えております。

また、子どもの貧困対策計画や、ひとり親家庭自立促進計画に基づく取組も進めてきております。

その一方、障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思ふ保護者の割合は、目標値を大きく下回っており、今後も関係機関との連携を基に、支援に取り組んでいきます。

あわせて、児童虐待など、子どもの重大な権利侵害を防ぐため、検証報告書で提言を受けた取組につきまして、札幌市全体で横断的に取り組んで実施してまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、子どもや子育て家庭、さらにそれを支える方々に多大な影響を与えているものと考えております。今後、感染拡大が及ぼす影響を踏まえ、第4次プランで定めた施策を着実に進めていきますとともに、コロナの影響に対しては柔軟に取り組んでいきたいと考えておりますことから、委員の皆様には、引き続き、お力を賜りますようよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、以上が資料1-1、令和元年度実施状況報告書でございます。

続きまして、飛びますが、資料1-4をご覧ください。

資料1-4、新・さっぽろ子ども未来プラン令和元年度実施状況報告書の札幌市子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

1ページをご覧くださいと思います。

こちらは、新・さっぽろ子ども未来プランの第5章で定めております子ども・子育て支援事業計画の実施状況についてご説明させていただきます。

まず、1ページの1の令和2年4月時点における「教育・保育」需給状況についてご説明させていただきます。

なお、資料中に、1号、2号、3号という表記をつけさせていただいておりますが、1ページの下に掲載させていただいておりますとおり、新制度に基づく保育の認定区分を1号、2号、3号と表記させていただいておりますので、参考にご覧いただければと思います。

それでは、1の(1)では、保育分野における需給状況について示しております。

まず、①ニーズ量では、保育のニーズ量の状況について記載しているものでございます。

実績値から計画値を引いたものを表の右側に掲載しております。差(実績値-計画値)と書いたところがございますが、こちら見ていただきますと、2号、67人、3号、889人と、ともに実績値が計画値を上回っている状況になっております。

こちらは、下の要因欄のところに記載させていただきますとおり、女性就業率の上昇などに伴います保育所などへの申込者数の増加によるものが要因と考えております。

対策のところにも書いてありますとおり、実際のニーズ量を上回る供給量が確保できている状況でございます。今年度から第4次さっぽろ子ども未来プランにおきまして、引き続き、保育ニーズを満たす供給量の確保に努めているところでございます。

次に、②供給量は、保育の供給量の状況を示しております。

こちらも、同様に、表の右側、差(実績値-計画値)の欄をご覧ください。

3号については、実績値が計画値を上回っているものの、2号につきましては、実績値がマイナス153人という表記になっておりまして、計画値を下回っている状況でございます。これは、一部施設の利用定員の減少や、施設整備などの未進捗によるものでございますが、3号の供給量と合わせると、ほぼ計画どおりの供給量が確保できている状況でございます。

次に、2ページをご覧ください。

(2)は、教育分野の需給状況を示しております。

こちらも、まず、①ニーズ量ですが、表の右に記載しています差(実績値-計画値)の欄をご覧くださいと思います。

1号の実績値は、計画値を上回っておりますが、2号の実績値はマイナス2,541人と、実績値が計画値を下回っているという状況でございます。

下の要因欄のところに記載してございますが、教育の利用希望が強い方は、実際の利用時には幼稚園の一時預かりなどを利用することが多くなると考えられますが、幼稚園を利

用する際には、1号のニーズ量として出現することから、2号のニーズが1号のニーズに置き換わっていることが要因として考えられます。

続きまして、その下、②供給量についてでございます。

こちら、1号の実績値、差（実績値－計画値）の欄をご覧くださいければと思います。

1号の実績値は、マイナス429人となっております、実績値は計画値を下回っている一方、2号は計画値を上回る供給量が確保できているところでございます。

こちら、要因欄のところに記載してありますとおり、1号の実績値が計画値を下回っている要因といたしましては、幼稚園の利用定員が認定こども園に移行する際、1号の定員を減らした上で、その減少分を2号定員で振り替えていることなどによるものと考えております。

最後に、その下、（3）評価についてでございます。

教育・保育に関する需給計画につきましては、平成30年度に中間見直しを行っております。中間見直しをした後の計画に基づきまして、幼稚園の認定こども園の移行や認可保育所の整備などを進めてまいりました。その結果といたしまして、ニーズ量を上回る供給量を確保することができております。

第4次さっぽろ子ども未来プランにおきましても、女性就業率の上昇などにより、保育ニーズは引き続き拡大していくことを想定しており、今後もニーズ量の適切な把握に努めながら、既存施設や事業を最大限活用することによりまして、必要な供給量の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

教育・保育の需給状況については以上でございます。

次に、3ページをご覧ください。

令和元年度の「地域子ども・子育て支援事業計画」の需給状況等についてというところをご覧ください。

こちらは、地域子ども・子育て支援事業では、子ども・子育て支援法において、それぞれの事業におきまして、先ほどの教育・保育と同様に、ニーズ量と供給量を定めることとなっております。

まず、3ページの①ニーズ量の表をご覧くださいければと思いますが、こちらはそれぞれの事業におけるニーズ量の計画値と実績値を掲載しております。

実績値から計画値を差し引いた数字を表の右から2列目に差として記載しておりますが、その一番右側のCの説明欄に、片仮名でア、イ、ウ、エの四つの類型として記載させていただきまして、ページの下、米印2としてそれぞれの注釈をつけさせていただいております。

次に、4ページの②供給量をご覧ください。

こちら、表の右から3列目に実績から計画を引いた差をF欄に記載させていただきまして、その右側に、Fの説明として、片仮名でオ、カ、キ、クの四つの類型と記載しております。

なお、この四つの類型といたしましては、表の下の米印2に注釈をつけさせていただいております。

このFの説明欄の右側に記載していますのが供給実績引くことのニーズ実績になります。こちらでは、供給量の実績からニーズ量の実績を差し引いた数値を記載させていただいております。この数値がプラスになっていると、ニーズ量、利用したいサービスの量、供給量、つまり実際に提供しているサービスの量が上回っていることとなり、利用したいサービスを実際に利用できる、できているということになります。

その中で、表の3番目の放課後児童健全育成事業は、マイナス2, 220とマイナス表記になっております。

こちらは、表の下の米印2のク)に記載させていただいておりますが、放課後児童健全育成事業につきましては、ニーズ量が供給量を上回っているものの、小学校の特別教室を借りることなどによりまして、実態としては充足しているという状況になっております。

なお、施設単位で発生しております過密化につきましては、解消を図るべく対応を行っているところでございます。

以上により、いずれも計画最終年度におきまして、基本的な供給体制としては整っている状況になっているものと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

需給計画を定めない二つの事業についてでございます。

そのうち、一つ目、①実費徴収に係る補足供給を行なう事業についてですが、こちらの事業では、低所得者世帯などの服飾材料費と、生活保護世帯などに係る文具購入機の購入、遠足などの行事参加費などに関しまして、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助しているところでございます。

次に、6ページの②多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業についてでございますが、令和元年度につきましては、新たに認可施設に参入した36施設に対しまして、相談・助言などの支援を行っております。

最後に、その下の(3)に、地域子ども・子育て支援事業計画の評価を記載させていただいております。

これまで説明したとおりでございますが、一部事業におきまして、計画値と実績値の乖離が見られるものの、それぞれの事業におきまして、おおむねニーズ量の実績を上回る供給量を確保することができたものと考えております。

そのうち、放課後児童健全育成事業につきましては、今後も引き続き、ミニ児童会館の面積拡張や、学校と併設した児童会館の再整備を進めていく中で、過密化の解消を図っていきたいというふうに考えております。

また、子育て世帯の声といたしまして、平成30年度に実施したグループヒアリングにおいて聞かれた声でございますが、理由を問わず利用できる一時保育の保育や、病児保育の拡張を求める声が多く上げられております関係から、各種預かりサービスのニーズが今

後も見込まれるため、次の第4次プランにおきましても、ニーズ量を満たす供給量の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上が札幌市子ども・子育て支援事業計画の令和元年度の実施状況についてでございます。

以上が令和元年度の実施状況になります。

今、資料1-1と資料1-4をご説明させていただきました。

なお、資料1-3は、個別の実施状況、各事業を掲載しておりますので、この場での説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、最後に、資料1-2をご覧ください。

A4判1枚物の資料でございます。

こちらは、新・さっぽろ子ども未来プランではなく、第4次さっぽろ子ども未来プランにおける基本目標4の成果指標についてでございます。

先ほど、資料1-1の最初のところで、基本目標4の成果指標につきまして、②障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合につきまして触れさせていただきました。第4次のプランにおきましても、成果指標として設定させていただいております。

こちらの指標につきましては、経緯の二つ目の丸に記載させていただいておりますが、さきにご説明させていただいたとおり、これまでの把握方法では母数が極端に少なく、有効なデータを取得できていなかったという課題がございました。その上で、昨年度、第4次のプランを策定する中では、令和6年度の目標値につきまして、新・さっぽろ子ども未来プランと同様の60%を参考値としての目標値に置いた上で、別途、有効な母集団の下、正確な数値を把握することとしておりました。

そこで、2番に書いてありますとおり、次期障がい児福祉計画を策定するため、昨年度、障がい児者実態等調査を実施しており、その中で当該指標に係る設問を設けたところでございます。発送数1,046件に対しまして、回収数461件、回収率44.1%というふうになっております。

障がいのある子どもが暮らしやすいまちだと思いかという質問に対して、35.4%の方が「そう思う」「まあそう思う」と答えたこととなります。今回この数値を有効な母集団といたしまして把握したのが35.4%でございます。

下の3番に記載させていただいておりますが、この参考値としている目標値60.0%に対しては、まだ25%下回っている状況ではありますが、この60.0%を正式な目標値と改めて設定させていただきまして、計画期間内で目標値への到達を目指したいというふうに考えているところでございます。

なお、この障がい児者実態等調査につきましては、3年ごとに実施するものでございます。調査実施に合わせまして、3年ごとに把握することといたしたいと考えております。

資料1-2、第4次さっぽろ子ども未来プランにおける基本目標4の成果指標について

は以上でございます。

説明が長くなりましたが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○梶井会長 少し大きな説明でございました。

限られた時間ですけれども、皆様の中から、ご質問、ご意見ありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤委員 齋藤と申します。

まず、資料1-1の4ページの一番下の欄のLINEによる相談の試行実施というところですが、この実施を始めて、実際にどのぐらいの相談がLINEで来ていて、どのぐらい効果があったのかというのがもし分かれば知りたいというのが質問です。

そして、提案として、もしこのLINEの相談というのが非常に有効であれば、乳幼児を抱える子育て世帯のお母さんやお父さんも、何か病院にかかるまでかな、など、そのような小さなことも相談できるような窓口があれば便利かと思いました。よろしく申し上げます。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 子どもの権利救済事務局の藤田と申します。

LINE相談の件でございます。

今年度4月から通年実施いたしまして、8月末までの統計でLINEの件数が延べで474件来ております。この間、子どもアシストセンターでは、電話、面談、Eメールで相談を受けておりますけれども、延べの全体の件数は1,507件でございます。したがって、4月から8月末まで、延べ1,507件受けたうち、LINEが474件というふうになっております。

子どもアシストセンターでは、子ども本人からの相談というのが7割方を占めているのですけれども、そのうち3割がLINEで相談してきていただいております。やはり、今、LINEが子どものツールとして普及しておりますので、非常に相談しやすいツールになったのかなというふうに感じているところでございます。

LINEについては以上でございます。

○梶井会長 ほかに、皆様から、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。

○松本副会長 松本です。

数字を教えてくださいなのですが、3ページの全体の成果は大変意味があるものだと思うのですが、この中の二つ目、子どもを生み育てやすい環境と思う人の割合というところは、平成25年から見ると下がる傾向にあるというのは、大変大きなというか、深刻に受け止めなければいけないことだというふうに考えております。

その原因としてということで、下の囲みの黒丸の三つ目、「全国的に子育てへの関心が高まったことや、就労する女性が大幅に増加したことに伴い」とありますけれども、これは実際に平成25年から30年の間でどれぐらい増加していますか。一般的なものと、子育てをしている方ということで、急激に増加しているかどうかというのは私の記憶になくて、どちらかという、就労している方が多数派で、やや横ばいというふうなイメージが

あるのですけれども、ここの分析がこれでいいのか。具体的に急激に増加しているというのは何ポイントから何ポイントに増加しているというふうに押さえられているかということとを伺いたいというのが1点です。

もう一つは、答えておられる方で、恐らく母数の中の子育てしている方は男女関わらずですよ。これは子育てしている方に限定して考えると、どれぐらいの比になるのか、そこは取っておられるのかどうかということも含めて、お答えいただければと思います。数字を教えてください。

○事務局（島谷子ども企画課長） まず、この子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合につきましては、確かに記載させていただいたとおりですが、我々も、要因につきましては、詳細な分析はできていないという状況でございます。引き続き、ここの状況がどうだったのかにつきまして、改めて調査を今考えているところでございます。

○松本副会長 増加のポイントは分からないということですか。

○事務局（島谷子ども企画課長） ニーズ調査の結果、この5年間で働く母親は、例えば、平成25年度41.7%のところ、平成30年度の数値になりますが、56.9%とやはり大幅に増加しているという状況になっております。

○松本副会長 母数は分からないですけれども、ほかの調査だともう少し高い数字になっているような気もするのです。それはどういう調査かということは別にして、増加傾向にあるということですね。分かりました。

○梶井会長 子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合というのは、第4次プランにも目標値としてそのまま残るわけですけれども、この46.6%というのは目標値からあまりにも離れていて、当会議の成果としても大変残念だなというふうに思っています。

今、副会長からもご指摘がありましたように、この要因分析ですが、例えば、子どもを持っている人はどうなのか、それから、高齢者もこの母数に入っているわけですよ。高齢者はどのぐらいそうだと思っているのか、層によってどういうふうな状況になっているのかということも細かく分析していかないと対応策が打てないのかなというふうに私も感じておりますので、そこら辺も精査していただければというふうに思います。

○北川委員 子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合ということで、今、正確な数字は覚えていないですけれども、たしか、健やか親子21の中間報告において、全国では数字が高かったと思います。それに比べて、札幌市がこれだけ低いというのは、調査の仕方にもあるのではないかとこのように思っています。逆に、私は、健やか親子21では、どうしてこんなに高いのですかと聞いたほどなのです。この数値は果たしてどうなのかということをもう少し分析していただければいいかなというふうに思いました。

もう一つ、私の質問というか意見ですけれども、15ページの障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであるという保護者の割合も、今まで母数が少な過ぎるということで調査を変更したというのは分かりましたが、これでも随分低いのです。やはり札幌市は母子保健の保健センター、それから、さっぽろ・子ども広場、児童発達支援事業、幼

稚園、保育園の障がい児保育など、ある程度サービスが整って、それぞれの事業の方々も、保健所の保健師も含めて、サポートがかなり行き届いているという印象です。やはりこれに関しては、例えば、障がいのある子の出生前診断で、障がいのある子だって分かったときの中絶率が90%を超えるという実態がある中で、日頃、障がいのある子のお父さん、お母さんと話す機会があるのですが、その中では、やはりサービスや支援は行き届いてきているけれども、やはりこの子が本当に大事だと思う社会的な評価がもっと醸成されていないといけないのかなど。今後は、子ども未来局や障がい福祉課の皆さんと、障がいのある子もない子も大事な札幌の子どもなのだという意識の醸成を一緒に考えていければというふうに思いました。

○梶井会長 ご意見ということで、反映していければと思います。

○横山委員 委員の横山です。

質問をさせていただきたいのですけれども、成果指標のところ、アスタリスクがついて、何の調査によるかと書いているところもあれば、何の調査によるかというのを書いていないものもあると思うのです。アスタリスクで札幌市指標達成度調査などと書かれていないものは、どういった方法で調査をされているのでしょうか。例えば、8ページの(3)の①仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合は、どういった調査で得られた数字か分かりますか。

○事務局（島谷子ども企画課長） 基本的に、札幌市指標達成度調査による数値になっております。

○梶井会長 特段の注釈がないものは、ご説明いただいたように、札幌市指標達成度調査のものという理解でよろしいということですね。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい。

○横山委員 続けて、質問させていただきたいのですけれども、そうすると、例えば、この(3)の②希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合も、18歳以上、無作為に抽出した4,000人の中から得られた調査結果ということでしょうか。

全体を通じて得たい数字がちゃんと反映される調査になっているのかという質問で、例えば、18歳以上の男女4,000人を無作為に調査して、②希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合も、子どもがいない人や高齢者を含めて調査することにどういった意味があるのか、①仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合というところも、仕事が忙し過ぎる人は恐らくアンケートに答えないと思うので、この数値には入ってこないと思います。そういった意味で、数値を目標値として掲げて、それに到達しようとしているのであれば、どういった方法でその数字を調査しているのかというところは、全項目について見直したほうがいいのではないかと思います。

例えば、よく分からないのは、資料1-1の15ページのところの(3)の①市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合を割合で表すのはどういった意味がありますか。大規模施設が減れば割合が高くなるということもあると思うので、そもそも社会的

養護を受けないといけない子どもたちのニーズがどれぐらいあって、それに対して、実際に数値としてどれぐらい満たせていて、その中で家庭的養育の割合がどれぐらいなのかというところの件数まで出てくると少し分かるのかなと思うのですが、単純にこれをパーセントで表されるということはどれぐらいの意味があるのかなというのが意見です。

○梶井会長 事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（島谷子ども企画課長） ご意見ありがとうございます。

いただいた意見を基に、少しでも改善させていきたいというふうに考えております。

○梶井会長 先ほど来、出ていますとおり、この数値目標の数字だけが出るのですが、調査手法、それから、数字のもう少し細かい分析、どういう人がどういうふうに答えているのか、どういう層がどういうふうに答えているのかがないと、その後の対策をきちんと練られないというようなこともあろうかと思っておりますので、そこら辺のところは重要かなというふうに感じたところでございます。

第3次の総括について、ほかにいかがでしょうか。

○山中委員 市民委員の山中です。よろしく申し上げます。

3ページの6の子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合についてと、同じく、15ページの(3)の②にあります障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合が本当に低いのだなと私も残念な気持ちです。

私自身は、今、6人の子どもを育てている中で、お腹にも1人授かりまして、これから7人目の出産を控えているのですが、この数値はおいておいたとしても、札幌市では、子どもが育てやすいかどうかは、親御さんたちの住んでいる地域によって格差が結構生まれているのではないかとこのように感じております。

質問ではなく意見で申し訳ないですが、私は、主人や自分の親だけではなくて、やはりどれだけ地域づくり、まちづくり、人づき合いの深さが生きたか、これまでのつながりの絆というか、お母さん同士だったり、家族ぐるみだったり、子ども同士のつながりの深さが、コロナ禍の休業中の中ですごく大きく反映されるのだなというのを強く実感しました。改めて、そこを親御さんたちとも再確認できたなというふうに感じております。

ですから、隣に誰が住んでいるのかが分からないとかではなくて、どうしたらそういったまちづくりができるのか、ご近所づき合いができるのか。先ほどもお話がありましたように、札幌市は、子育てに限らず、たくさんのサービスや支援体制が本当に整っているなというのを常々感心させていただいてはいるのですが、実際に6人の子どもを育てながら、そこを利用しなくても、ご近所づき合いの中で、プロがいろいろな場面で、いろいろな状況の中で、適材適所といいますか、人の持ち味が生きていて、そこでネットワークが成り立つ上で子育てができていっているように感じるのです。

ですから、箱物という言葉は悪いですが、保育所などをつくることで助かる方が多いと思うのですが、実際にそこに志というか、質の面や、子どもや大人がともに育ち合えていく場になっていけばいいのですが、そういう点できっとこれからずっと課題は続

いていくかと思うので、札幌市ではどういった取組をしていったらいいのだろうかとも私も常々……。

○梶井会長 多分、北川委員が先ほどおっしゃったこともそうだと思うのですが、札幌市全体で、市民全体で、子育て家庭をどういうふうに見つめていくのか、子育て家族だけではなくて、それを受け入れる地域社会がどうあるかということも含めて上げていかないと、この子育てしやすい環境かというところのパーセンテージも上がっていかないだろうというふうなご指摘だったというふうに思います。

また、そのためには、地域づくりも関連させていかなければいけないということも、今後の対策に練り込んでいただければなというふうに思います。

○松本副会長 1点、細かい数字のことで申し訳ないですが、15ページの基本目標の③に母子・父子というふうにあって、これは目標値自体がどうなのだというところもあるのですが、大変大事な数字だと思うのです。

ただ、これは、次からは母子・父子をやめてひとり親というふうにするということでしたけれども、数字そのものは、ひとり親の中で、女性が世帯主と男性が世帯主と分けて出されるということは継続するのでしょうかということです。もちろん、ひとり親という形でくるとということ自体は全くそのとおりだと思いますけれども、今後、数字を出すときにそこも全部まとめた形で出てくると、施策の転換のときに議論がしにくいかなというふうに思いましたので、確認です。

○事務局（島谷子ども企画課長） 今の第4次さっぽろ子ども未来プランにおきましては、ここの指標を若干修正させていただいておりまして、新たに子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感ずるひとり親（二世帯世帯）の割合をいった項目に修正させていただいておりまして、目標値を15.0%と置かせていただいております。

以上です。

○松本副会長 ということは、分けないで、まとめて出すということですね。議論のしやすさを考えると、内数で分けるということも大事かなと思いますけれども、そこはどのようなのでしょうか。一括して出す数字があって、内数で、男性、女性というふうに出すというのは簡単にできるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（島谷子ども企画課長） そこは、出すことも可能かと思っておりますので、今後とも調整させていただければと思います。

○梶井会長 このところは、項目自体も変わるということで、目標値の表現も変わるということでございます。8割の人が不安を感じていて、それが目標値というのは、ちょっとおかしいなという逆説的な数字になっています。そこを改善されるという意図がおりになったかと思っておりますけれども、継続性が担保できるような形で、もう一回お示しいただければなというふうに思います。項目も目標値自体も変わるのですよね、そこら辺をもう少しお示しいただければというふうに思います。

一応、時間に制約がございますので、この件については、ここで一旦打ち切らせていた

だきたいと思います。

このことについて、ご意見をおっしゃられなかったという委員もいらっしゃるかと思えます。直接、事務局にご意見をメール等でお出しいただきますと、今後1週間程度であれば、報告書へ反映するような形で整理していただけるというふうに伺っておりますので、どうぞお伝えいただければと思います。

また、その場合は、私と松本副会長が確認させていただいた上で、報告書に反映させていただくということで、ご了解いただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

3. 報 告

○梶井会長 それでは、今度は報告事項に入ります。

まず、一つ目の報告事項、第3次札幌市児童相談体制強化プラン（第3次プラン）の検討状況について、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局（道券企画担当課長） 児童相談所企画担当課長の道券です。よろしくお願ひいたします。

私からは、児童福祉部会でご審議いただいております第3次札幌市児童相談体制強化プランの検討状況についてご報告いたします。

お手元にお配りしておりますA4判の資料2-1をご覧くださいければと思います。

第3次強化プランの策定につきましては、昨年度、令和元年度から引き続きご審議をいただいているところで、今年度も初回は書面会議ということで実施いたしました、これまで3回部会開催したところでございます。

各回の議題につきましては、表面に記載のとおりでございます。

続いて、裏面をご覧くださいなのですが、今後予定をしているスケジュールでございます。

回数は進行の状況によるかなと思っておりますが、この後も引き続き児童福祉部会を複数回開催いたしまして、第3次プランの案について、さらに検討を実施していきたいと考えております。その後、札幌市子ども・子育て会議に報告いたしまして、パブリックコメント等の実施を経まして、今年度、令和2年度中に策定をいたしたいと考えているところでございます。

第3次プランに記載いたします具体的な取組につきましては、令和元年6月死亡事例に係る検証報告での課題を踏まえた提言を反映するということを予定しております。

記載内容（抄）ということで、簡単に書いておりますが、5項目で取りまとめられないかということで、議論をしている最中です。こういう5項目の柱に、それぞれ小項目を立てて、具体的に記載をしていくような形でプランを取りまとめたいということで、検

討をしているところでございます。

今、検討項目として上げているところの3の3になりますが、専門相談支援体制の強化という項目の中に、第二児童相談所の設置に関することを盛り込みたいと考えております。

こちらにつきましては、別途、お配りしておりますA3判のカラーの資料を用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

A3判横の資料2-2と書かれております(仮称)第二児童相談所についてという資料をご覧くださいければと思います。

まず、現在、札幌市は、児童相談所1か所の体制でやっておりますが、第二児童相談所を整備して、2所体制を目指したいというところでございます。

この理由といたしましては、現在の児童相談所は、地下鉄の西28丁目駅の近くに立地をしておりますが、こちらに平成5年開所という状況でございます。約30年近く経過しておりますけれども、この間、相談等の件数も非常に伸びてきたという状況がございます。あわせて、職員等の増といった状況の変化もございました。

そもそも建物であるとか、果たすべき機能についても拡充が必要になってきていること、それから、現在は1か所で市内全域をカバーしておりますが、これを2所にする事で、来所される方のアクセス性の向上が図れるだろうということ、それから、特に、職員が家庭訪問をするような場面で時間の短縮といった効果が見込めるだろうということを考えているところでございます。

次に、2、第二児童相談所の建設候補地でございます。

児童相談所を2所体制にした際ですが、それぞれの児童相談所が担当の区域、担当の区を持つということを想定しております。第二児相ができた場合は、豊平川から東部に立地をさせたいということで、現時点では白石区にあります旧水道局の白石庁舎の跡地、現在解体をしておりますけれども、そちらを候補地として計画を立てたいと考えております。

旧水道局の白石庁舎というのは、以前、白石区役所があったところの近くになっております。こちらの水道局庁舎跡地であれば、児童相談所としての面積も確保できて、アクセス性も一定程度いいと見込まれております。こちらを候補地といたしまして、川から向こうの4区、白石区、厚別区、豊平区、清田区を所管するという事で計画をしたいと考えております。

それから、整備の方向性について、3番目に掲げております。

児童相談所といたしましては、今ある児童相談所、それから、新しくこれから整備していきたい第二児童相談所双方が児童相談所として必要な機能、例えば、一時保護や虐待の初期調査、相談判定といった部門は担当地区ごとに行うということで考えておりますので、必要な部門としてそれぞれ今の児童相談所にも、第二児相にも備えるということを考えております。

一方で、例えば、市として統一的に行うほうがよいと考えられる研修を含めた企画、それから、施設の運営、指導、整備、予算の関係については、現在の児童相談所で一括して

行うことが効率的だろうと考えているところでございます。

それから、児童相談所の機能として設ける一時保護所についてですけれども、こちらも第二児相については、例えば、専用の運動スペースを設けたり、学齢児については、個別のスペースを確保するという観点から個室とするといったことで、子どもの状況に配慮した施設にしていきたいと考えております。

一時保護所につきましては、相談等の件数が非常に増えてきているため、大変混んできているという状況がございます。このため、来年の秋ごろを目指しまして、第二児童相談所ができるまでの間は、仮設の一時保護所を別に設けて、当面の定員拡充を果たしたいと計画しているところでございます。

それから、一昨年、ブラックアウトということで大規模な停電がございまして、停電の中、業務をすることがなかなか難しいという課題もございました。第二児童相談所につきましては、新しい施設でございますので、そういった事態にも対応できるような自家発電装置を設けまして、基本的な業務継続ができる施設にしたいというふうに考えているところでございます。

今後につきましては、整備の概要、それから、スケジュールの詳細を検討いたしまして、地域への説明も経て、設計、工事ということで移っていききたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○梶井会長 来年の秋に仮設ができるというふうにご説明がありましたけれども、大変待ち望まれることでございます。

この件について、皆さんからご質問、ご意見ありますか。

○豊田委員 豊田でございます。

第二児相は、本当に待ち望んでいたことだと思っております。札幌市197万人で、本来でしたら4か所あってもいいものだと思っていたのです。だから、児相の方は本当に大変だったのではないかと思っています。

今この文章だけ読んでいまして、第二児相ということで、今ある児相を半分に分けて行うということではないでしょうかということを知りたいと思いました。第二ということになっていきますけれども、やはり今ある児相がもう一つできるということにより、これから札幌市できちんと対応できていくものだと思いますし、仕事量がすごく増えているというのも虐待を防ぐことにもなると思います。ぜひ今いる人員が倍ぐらいになっていくということが望ましいのではないかと思いますので、そこをお聞きしたいと思っております。

○梶井会長 今、事務局からお答えいただけますか。

○事務局（道券企画担当課長） ご質問いただきましたのは、2所体制になる際に体制としてどうなるかということかと思っておりますので、そちらについてご説明させていただきます。

2所体制になったときに、例えば、今いる職員がただ分かれるだけということでは、機能の維持がせいぜいではないかということかと思っておりますが、まず、第二児相ができるよう

に人員体制の増強を始めたいと考えております。その上で、建物ができたときには、第二児相の人数を大体確保した状態で分けるというような形に持っていきたいと考えております。現在、相談の対応件数等も年々増加をしている状況でございますので、そういったことに対応するためにも、体制の確保を図った上で第二児相ということに持っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○梶井会長 ほかに、このことについて、皆さんからご質問、ご意見がありますでしょうか。

○松本副会長 児童福祉部会の部会長を仰せつかっておりますので、今、事務局からご説明いただいたことと関連して、若干議論の状況をご紹介します、ここで皆さんと共有したいと思えます。

幾つかの議論が出ております。それで、今、第二児相のことでお話が出ましたけれども、これともう一つ、児童相談体制強化プランですので、児童相談所のことだけを議論しているわけではございません。その中の体制として大きなところでは、区の強化ということで、児相が二つに分かれるということの一つのきっかけに、区と児相の関係をどういうふうにしていくかということが大きな議論の柱になっております。

区の強化というときには、やはり家児相（各区家庭児童相談室）の抜本的な強化及び区全体の相談体制、要対協（札幌市要保護児童対策地域協議会）の強化ということになります。そのときに、議論や意見として出ているもので一つご紹介、共有したいのは、やはり区のところではワンストップのサービス、相談窓口の体制をつくるということです。市民の側からすると、あちこちに行くのは大変煩雑であるし、分かりにくいので、相談しやすいような、俗にいうワンストップというふうな体制をきちんとつくっていくことが必要ではないかという意見が委員からも出て、部会の中では大体の合意になっているような気がいたします。これが一つです。

もう一つは、区の家児相の抜本的な強化というときに、人数もそうなのですが、専門性の問題がございます。これは研修の話ではなくて、やはり札幌市全体の職員のキャリアパス、あるいは、専門職集団を札幌市の中でどういうふうにつくっていくのかということが大変重要ではないかということが議論として出ております。その中で、やはり児童相談所の職員の増だけではなくて、家児相の頭数だけではなくて、児相と家児相、区と児童相談所を異動しながら専門性を高めていけるような人事ルートをどういうふうにつくっていくのかということが、児童相談所だけの話ではなくて、市全体として大きな課題ではないかという指摘が何人もの委員から出ております。

そういうふうになると、家児相の職員の職種の構成そのもの、今は保健師と事務職員と非常勤の相談員かと思えますけれども、そういう職種の構成でよいのかどうかも検討すべきではないかというような意見も出ておまして、議論をしているということをご紹介します。と思います。

以上であります。

○梶井会長 子どもに対する福祉対応を強化するために、第二児相ということだけではなく、札幌市の体制そのものを体系的にきちんと捉え直して、より一層、子どもたちのためになるものということで、部会ではより細かな議論されたということで、今ご報告いただいたところでございます。ぜひ、反映させていただきたいと思います。

皆さん、よろしいでしょうか、

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、今、ご報告やご意見をいただいて、部会長からもさらに議論の経過を説明していただいたところでございますけれども、このことについて、期待をもって見つめ続けていきたいというふうに思います。

様々なご意見いただきまして、報告事項も大体終わってまいりましたので、つなげていきたいと思います。

次に、各部会からの決議状況について報告をしていただきたいと思います。

これは規定によりまして、各部会で決議したことをそのままこの本会議の決議事項になるということになっておりますので、各部会での決議事項は報告という形になります。よろしいでしょうか。

それで、事務局から部会ごとにご説明いただきますけれども、児童福祉部会については、先ほど事務局、松本副会長からもご報告があつて、既にご説明しておりますので、認可・確認部会と処遇部会について、事務局から報告をお願いしたいと思います。

○事務局（草野保育推進担当課長） 保育推進担当課長の草野と申します。

資料3に基づいて、認可・確認部会の決議状況についてご説明させていただきます。

今年7月の子ども・子育て会議の後、資料に記載しておりますとおり、先月の8月7日に認可・確認部会を開催いたしました。

そちらの決議状況でございますけれども、認可・確認部会では、保育所及び地域型保育事業等の利用定員の設定及び認可等についてご審議をいただきまして、ご承認をいただいたところでございます。

認可・確認部会の決議状況についての報告は以上となります。

○事務局（山田地域連携課長） 児童相談所地域連携課長の山田でございます。

私からは、処遇部会における児童の虐待等に関する審議及び被措置児童等虐待に関することの報告についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

処遇部会についてでございますが、前回の会議以降、令和2年2月28日に会議を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために開催を延期しまして、令和2年8月21日に開催しております。

初めに、児童の虐待等に関することについてでございますが、児童相談所の援助方針が保護者の意向と一致しないことから審議を行った結果、次回の部会まで審議を継続するこ

ととなりました。

次に、被措置児童等虐待に関することについての調査結果1件を報告しております。調査を行った結果、通告事実を確認できなかった旨の報告をしているところでございます。

資料4、児童の措置等に関する審議等については以上でございます。

○梶井会長 今、ご説明いただきましたけれども、この件について、皆様からご質問はありますでしょうか。

先ほどの児童福祉部会の説明、さらに、認可・確認部会、それから、処遇部会と三つの部会のご報告ですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

それでは、一応、今日の審議事項、報告事項は、一段落したところでございますけれども、私は、マスクしながら早口で、聞き取りにくいところもあったかと思っておりますので、次回から気をつけたいと思います。

4. 情報提供

○梶井会長 それでは、次に、情報提供ということで、お願いしたいと思います。

札幌市児童虐待防止ハンドブック「ダイジェスト版」がお手元に届いていると思います。このことについて、事務局から情報提供ということでお願いいたします。

○事務局(山田地域連携課長) 児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を3種類配付させていただいております。

児童虐待防止ハンドブックは、第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組である在宅支援アセスメントシートの開発に合わせて、平成29年度児童福祉部会の中にワーキンググループを設置して作成したものでございます。

関係機関が相互に連携して、子どもと家庭を支援するための連携の枠組み等が記載されており、特に使用される頻度が高いと思われる小・中学校や保育所、幼稚園等に説明及び周知を図ったところがございます。

このたび作成しましたダイジェスト版は、実際に現場で子どもと日々接する教職員や保育士等の皆さんに気軽に手に取って見てもらえるよう、要点を絞ったものでございます。市内の小・中学校、保育所や幼稚園の皆さんに行き渡るよう、配付したところがございます。

また、児童相談所や各区家庭児童相談室から、要保護児童対策地域協議会の会議や、個別ケース検討会議等、あらゆる機会を捉えて、関係の皆様へ周知浸透を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、児童虐待防止ハンドブック、このダイジェスト版、ともに、札幌市公式ホームページに掲載しておりますので、併せてお知らせいたします。

また、委員の方より内容について幾つかご意見いただいておりますので、今後作成の際

には、その意見を反映しながら更新していきたいと思っ

ています。説明は以上でございます。

○梶井会長 もう既に何人かの委員の方からもご意見いただ

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 私の年齢では、字が小さいのであれですけれど

ありがとうございます。

それでは、これで予定の議事は全て終わっておりますけれど

いかがでしょうか。

○北川委員 先ほど言い忘れて申し訳ありません。質問ですけれど

○事務局（草野保育推進担当課長） ご質問ですけれども、企業主導

○北川委員 企業主導型保育事業の位置づけというか、ここの数字

○事務局（草野保育推進担当課長） 結論としては、一部入っております

回答としては以上です。

○北川委員 もう一点だけ、先ほどの山中委員がおっしゃったこと

実感の中では、保健師や保育士、川俣委員の意見の中にも心理

心できるようなことも今後必要になってくると思います。質の充実というのが必要になってくるのかなと思って、聞いておりました。

○梶井会長 今の北川委員の発言も含め、委員の皆様からいただきましたご意見、また、ご提示されたものについて、本会議においても、お一人お一人、見守って、見つめて、次の会議に生かしていければというふうに思っております。どうぞよろしく願いたします。

それでは、今日の議事はこれで終了とさせていただきたいと思います。皆様、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

事務局にお返ししますので、願いたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 会長、ありがとうございます。

皆様、本日は、様々な意見をありがとうございました。

最後に、資料5を机上に置かせていただいたかと思います。

令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議委員からの質問及び意見という資料になっております。こちらをご覧くださいまして、何かお気づきの点がございましたら、9月中旬に事務局までお知らせいただければと思います。こちらも、その後、ホームページにて公開をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いたします。

また、あわせて、次回の会議ですが、まだ何月とは決まっておりませんが、改めて事務局より詳細をご連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いたします。

5. 閉 会

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、これで、本日の札幌市子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

(会議録について発言者内容確認済み)